

新型コロナウイルス感染拡大の影響による **資金不足対策**

《東京都内編》

資金繰り破綻防止

【2020年5月2日時点 緊急暫定発行版】

コンパッソ税理士法人

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

I もらう編
II 借りる編
III 払わない編

目次

I もらう編

- (1) 東京都内編（次頁参照）
- (2) 持続化給付金〔経済産業省〕
（法人上限200万円・個人上限100万円）
- (3) 雇用調整助成金〔厚生労働省・ハローワーク〕
（上限額 8,330円/人日）
- (4) 小学校休業等対応助成金
〔厚生労働省・都道府県労働局〕
（上限額 8,330円/人日）
- (5) 失業給付金〔厚生労働省・ハローワーク〕
- (6) 住宅確保給付金〔社会福祉協議会〕

II 借りる編

- (1) 新型コロナウイルス特別貸付
 - ・ 政府系金融機関（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）
 - ・ 信用保証協会
- (2) 保険会社契約者貸付
- (3) 新型コロナ特別貸付 〔社会福祉協議会〕
福祉資金（20万円） 緊急小口資金
総合支援資金（45～60万円）

III 払わない編

- (1) 支払延長等
- (2) 要交渉

I もらう編

《事業者・個人》

(1) 東京都内編

- ① 感染拡大防止協力金〔東京都産業労働局〕(1店舗50万円・複数100万円)
- ② 東京都理美容事業者の自主休業にかかる給付金〔東京都産業労働局〕(1店舗15万円・複数30万円)
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業〔同上・雇用就業部労働環境課〕(1事業所10万円)
- ④ 事業継続緊急対策(テレワーク)〔公益財団法人東京都中小企業振興公社 設備支援課〕(助成金 250万円)
- ⑤ 飲食事業者の業態転換支援事業〔公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課〕(助成限度額100万円 経費の4/5)
- ⑥ アートにエールを！東京プロジェクト〔東京都生活文化局文化振興部企画調整課〕(出演料相当10万円/人 100万/1作品)

(2) 持続化給付金〔経済産業省〕(法人上限200万円・個人上限100万円)

(3) 雇用調整助成金〔厚生労働省・ハローワーク〕(上限額 8,330円/人日)

(4) 小学校休業等対応助成金〔厚生労働省・都道府県労働局〕(上限額 8,330円/人日)

《個人》

- (5) 失業給付金〔厚生労働省・ハローワーク〕
- (6) 住宅確保給付金〔社会福祉協議会〕

I (1)-① 感染拡大防止協力金 (休業協力補償金) 〔東京都産業労働局〕

1店舗の事業者は50万円・2店舗以上の事業者は100万円

受付 4月22日(水)～6月15日(月) 5月上旬支給予定

対象：緊急事態措置期間（令2.4.16～5.6）に休業等（20時～翌朝5時の自粛）協力をした中小企業及び個人事業主

〔問合せ〕

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
電話番号 03-5388-0567 9時～19時（土日祝日を含む毎日）

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/50656663f4f20cb3c0525560e77a0e11.pdf>

I (1)-② 東京都理美容事業者の自主休業にかかる給付金 (休業協力補償金) [東京都産業労働局]

1店舗の事業者は15万円・2店舗以上の事業者は30万円

受付 5月7日(木)～6月15日(月) 5月上旬支給予定

対象：緊急事態措置期間（令2.4.16～5.6）に休業等（20時～翌朝5時の自粛）協力をした中小企業及び個人事業主

[問合せ]

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
電話番号 03-5388-0567 9時～19時（土日祝日を含む毎日）

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0428_13328.html

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/11041f62ea6b6ae4d5c06a233320a0ff.pdf>

<https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html>（5月7日稼働予定）

I (1)-③ 新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業 〔東京都産業労働局 雇用就業部労働環境課〕

1事業所10万円 申請受付期間最終受付期間11月30日

対象：国から以下の1or2の支給決定を受けていること。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」or「緊急雇用安定助成金」
2. 「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業対応コース）」or「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

以下の事項について取組計画を作成し、1か月の取組期間中に実施すること

- ア 非常時における雇用環境整備に関する事項（事業継続、勤務制度）
（例：テレワーク制度や時差勤務制度の導入など）
- イ その他非常時対応として確認しておくべき事項
（例：マスク等の備蓄計画の作成、緊急連絡網の作成など）

〔問合せ〕 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 雇用環境整備促進窓口

住所：〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2丁目42番10号 5階

電話：03-6205-6703

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

I (1)-④ 事業継続緊急対策(テレワーク)

〔公益財団法人東京都中小企業振興公社 設備支援課〕

助成金上限額250万円 助成率10/10

実施期間 支給決定日以後、令和2年6月30日迄完了する取組

助成対象経費

機器等の購入費 (例：パソコン、タブレット、VPNルーター)

機器の設置・設定費 (例：VPNルーター等機器の設置・設定作業費)

保守委託等の業務委託料 (例：機器の保守費用)

導入機器等の導入時運用サポート費 (例：導入機器等の操作説明マニュアル作成費)

機器のリース料 (例：パソコン等リース料金)

クラウドサービス等ツール利用料 (例：コミュニケーションツール使用料)

対象：常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等
都が実施する「[2020TDM推進プロジェクト](#)」に参加していること

〔問合せ〕

(公財) 東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係

電話番号：03-5211-2397 (平日9時～17時) ※平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>

I (1)-⑤飲食事業者の業態転換支援事業

〔公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課〕

助成金上限額100万円 助成率4/5

実施期間 令和2年11月25日迄申請受付

交付決定から令和3年1月31日まで（ただし、着手日（契約・発注日）から最長3ヶ月間）

事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付

対象：東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む）

主な助成対象経費

- (1) 販売促進費（印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等）
- (2) 車両費（宅配用バイクリース料、台車 等）
- (3) 器具備品費（WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等）
- (4) その他（宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等）

〔問合せ〕

東京都中小企業公社 経営戦略課 業態転換担当

TEL：03-5822-7232 （受付時間 平日9：00～16：30）

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyو/conversion.html>

I (1)-⑥アートにエールを！東京プロジェクト 〔東京都生活文化局文化振興部企画調整課〕

出演料相当10万円/人 100万/1作品

プロとして芸術文化活動に携わるアーティスト、クリエイター、スタッフ等から、自由な発想を基にした動画作品を募集、専用サイトで配信

動画作品を制作者に出演料相当として一人当たり10万円支払 1作品につき上限100万

〔問合せ〕

東京都生活文化局 文化振興部 企画調整課

電話番号：03-5388-3197、03-5388-3150、03-5388-3151、03-5388-3178

〔受付時間〕 10時00分から17時00分まで（土日祝日除く）

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/katsu_shien/0000001441.html

I (2) 持続化給付金〔経済産業省〕

法人200万円（以内） **個人100万円**（以内）

※ 昨年1年間の売上からの減少分を上限 Web申請予定

《売上減少分の計算方法》

【前年の総売上（事業収入）】 - 【前年同月比▲50%月の売上げ】 × 12ヶ月

⇒次ページ具体例参照

業種問わず（資本金10億円以上の大企業を除く）

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス等 開業直後もOK

給付は、電子申請で申請後2週間程度で給付予定

〔問合せ〕 中小企業 金融・給付金相談窓口（0570-783183）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-ga.html>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf

年	1月	2月	3月	4月	5月	...	総売上
2019	30万	30万	80万	30万	50万	...	600万円
2020	25万	18万	40万	20万	40万		

〔前提〕 2019年総売上600万円

総売上600万円 - 480万円 {40万円 (3月売上) × 12カ月} = 120万円

⇒ 給付額 個人100万円 法人120万円

必要条件

前年同月比（1～12月）で50%以上の売上減少の月があること

必要資料

- ① 2019確定申告書又は直前事業年度確定申告書の控
- ② 売上台帳 減収月の帳簿
- ③ 通帳の写し

I (3)雇用調整助成金〔厚生労働省・ハローワーク〕

休業手当(従業員への平均賃金の6割以上)の国からの助成

解雇を実施しない場合 休業手当の助成率は最大90%(中小企業)、75%(大企業)

⇒上限額は 8,330円/1人日

解雇の場合 休業手当の2/3(大企業)、4/5(中小企業)

〔従来の1/2(大企業) 2/3(中小企業)限度から拡大〕

4月~6月末までの期間は特例措置として支給要件緩和

特例では1カ月に短縮、生産指標要件(売上高減等)を5%以上に緩和

〔従来の直近3カ月の生産量や売上高が前年同期比で10%以上減の要件から拡大〕

対象にはアルバイトも含む **(雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象)**

特例⇒新規学卒採用者、雇用保険被保険者として継続雇用期間が6ヶ月未満の労働者も対象

計画届の事後提出を認める (1/24~**6/30**まで)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620875.pdf> (通常時)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625731.pdf> (緊急対応期間4/1~6/30 簡易版)

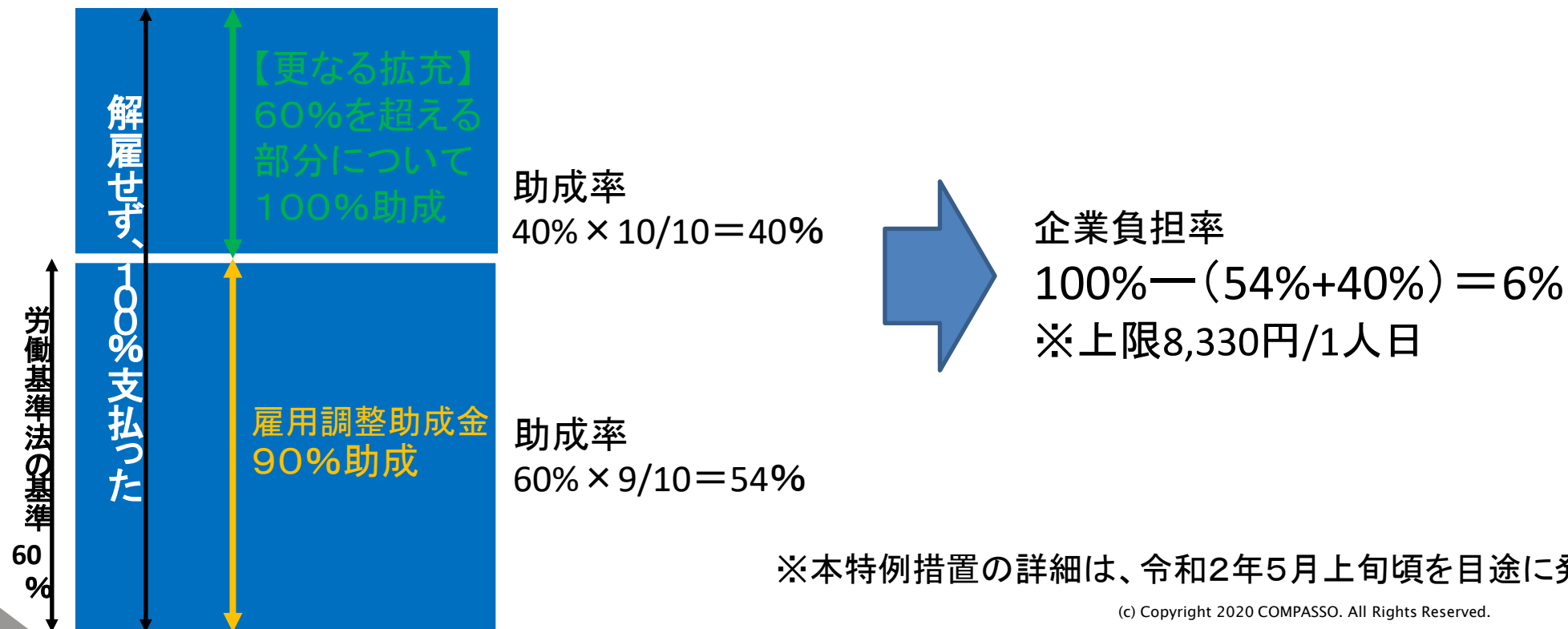
I (3)雇用調整助成金〔厚生労働省・ハローワーク〕

4月25日発表

【更なる拡大】

中小企業が解雇を行わず賃金の60%以上の手当を支払う場合
60%以上の部分について10/10の助成を行う。(上限8,330円/1人日)

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000625165.pdf>



※本特例措置の詳細は、令和2年5月上旬頃を目途に発表

緊急対応期間の休業手当※1に対する特例比較表

	特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染拡大に伴う 緊急対応期間 (4/1～6/30) [今回特例]
対象事業者	①雇用調整*2の実施 ②生産指標要件*3が1ヶ月10%以上低下 ③雇用保険適用事業所の事業主であること ④支給のための審査に協力すること等	①雇用調整の実施 ②生産指標要件が1ヶ月5%以上低下 ③雇用保険適用事業所の事業主であること ④支給のための審査に協力すること 等
対象従業員	雇用保険被保険者全員	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める*4
助成額	企業が支払った休業手当の2/3(中小企業)、1/2(大企業)	企業が支払った休業手当で解雇実施しない場合、9/10(中小企業)、3/4(大企業)、解雇の場合4/5(中小企業)、2/3(大企業)
雇用調整開始日	2020/1/24～2020/7/23 (7/24以降に雇用調整を開始した場合は対象外)	同左
助成金上限額*5	対象労働者1人1日当たり8,330円	同左
支給限度日数	1年間で100日、3年間で150日	同左 + 上記対象期間日数
計画届の提出時期	計画届の事後提出を認める (1/24～5/31まで)	計画届の事後提出を認める (1/24～6/30まで)

*1 休業手当(使用者都合)は、当該労働者の休業期間中の平均賃金に対して最低60%以上の支給が必要とされている。天災等の場合は、必ずしも支払う必要がない。

*2 雇用調整とは雇用維持を図るために、休業・教育訓練・出向を実施することを指す。

*3 生産指標とは、売上高または生産量などの事業活動を示す指標で、該当月の対前年同期で、増減幅を測る。

*4 特例では、新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者についても助成対象とする措置を講じる。

*5 休業手当は傷病手当と異なり、所得税の対象となる。

助成内容及び助成額計算例

助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定した平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求める。

前提 (中小企業)	数式	金額
対象労働者数 〔仮定〕	①	10
平均給与月額 〔仮定〕	②	300,000
本来支払うはずの給与手当総額	③=①×②	3,000,000
休業手当率 〔仮定〕	④	60%
対象期間中に支払った休業手当総額	⑤=③×④	1,800,000
対象労働者の休業日数 〔約1か月と仮定〕	⑥	20
対象労働者の休業総日数	⑦=①×⑥	200
対象会社の平均賃金 〔仮定〕	⑧	10,000
基準賃金 (対象会社の平均賃金に休業手当率を乗じた額)	⑨=⑧×④	6,000
助成率 (中小企業・解雇を行わない場合)	⑩	90%
助成額単価/人日 休業手当の額に助成率を乗じた額ではない	⑪=⑨×⑩	5,400
雇用調整金受給額	⑫=⑪×⑦	1,080,000
実質的な事業者の人件費負担額	⑬=⑤-⑫	720,000
コスト削減額	⑭=⑬-③	▲ 2,280,000
削減率 この事例では特例で約7割超の人件費削減	⑮=⑭/③	△76%

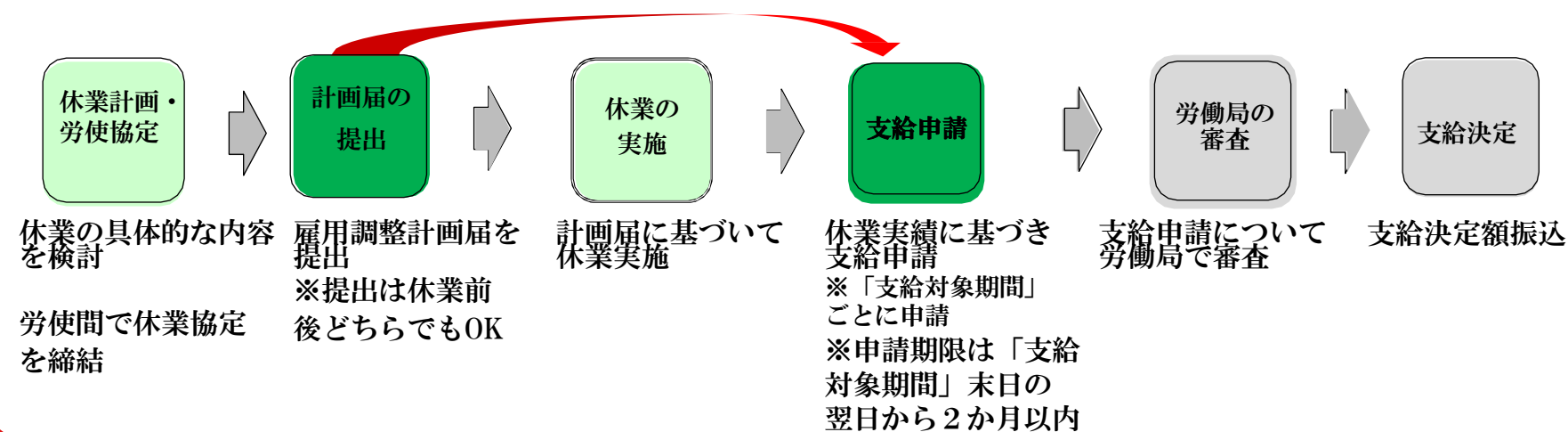
受給手続きの流れ

- 休業前後に関わらず、支給には計画届けが必要(事後提出でも可能)
- 計画届を提出後、支給申請を実施(2ヶ月以内) 申請後 概ね2ヶ月で助成金の受給可能

申請手続きの大幅簡略化の方針

申請から支給までの期間を、これまでの半分の**1カ月ほど短縮**見通し

「判定基礎期間」の労働者の休業実施日の延日数が所定労働日数の1/20 大企業の場合は1/15



計画届の提出や支給申請は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークとなります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622910.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625731.pdf>

雇用調整助成金は申請しやすく
記載事項など
・73から38に削減。残業時間の記入など当面は不要に
・日ごとの休業などの記載は省略可能に。合計日数だけで受け付け
・休業の計画届は事後提出認める
添付書類など
・「履歴事項全部証明書」や「確定保険料申告書」など不要に
・出勤簿の代わりに手書きシフト表、給与台帳の代わりに給与明細でも対応

I (4) 小学校休業等対応助成金

〔厚生労働省・都道府県労働局〕

休暇中に支払った賃金相当額 (全額)

※上限8,330円 (フリーランス4,100円)

小学生等の保護者である労働者休職に伴う所得減少の対応

正規雇用・非正規雇用問わず、有給休暇を取得させた企業への助成金

【適用日】 令2年2月27日～6月30日間に取得した休暇

【助成内容】 休暇中に支払った賃金相当額 (全額)

対象労働者の日額換算賃金額 (※) × 有給休暇日数により算出した合計額支給

※通常の賃金を日額換算 (上限8,330円)

【申請期間】 令和2.9.30まで 事業所単位ではなく法人ごとの申請

<学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター>

〔問合せ〕 0120-60-3999 受付時間：9：00～21：00 ※土日・祝日含む

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622469.pdf>

I (5) 失業給付金 [厚生労働省・ハローワーク]

●失業手当

会社都合で解雇⇒ハローワークで申請

[受給要件]

雇用保険に加入・加入期間が、退職前の2年間で12ヶ月以上

失業の状態 (働く意志や能力があるにも関わらず就職できない状態)

基本手当日額

= {離職日直前6か月の賃金(賞与除く)合計} ÷ 180 × 約50~80% (60歳~64歳は45~80%)

※基本手当日額:雇用保険で受給できる1日当たりの金額

賃金が低いほど高率になる。基本手当日額は年齢区分ごとに上限額有

30歳未満	6,815円
30歳以上45歳未満	7,570円
45歳以上60歳未満	8,330円
60歳以上65歳未満	7,150円

ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html

I (6) 住居確保給付金 [自立相談支援機関]

従来の対象である65歳未満、離職等後2年以内の者から拡大

○ 離職前に世帯の生計維持 ○ ハローワークに求職申込 ○ 雇用施策の給付等を受けていない

〔拡大部分〕

休業等により給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少
 離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況

支給期間 原則 3 か月間（就職活動を誠実に行っている場合は 3 か月延長可能（最長 9 か月まで））

支給要件

①収入要件	申請月の世帯収入合計額が基準額(市町村民税均等割が非課税収入額の1/12)+家賃額以下 家賃額は住宅扶助特別基準額が上限 (東京都1級地の場合)単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
②資産要件	申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下 (東京都1級地の場合)単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
③就職活動要件	ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0914_shiryou03_1.pdf

支援拡大：<https://www.mhlw.go.jp/content/000620018.pdf?fbclid=IwAR1PMtQgJaNsFzI4hE-bPCBIQPjIQ6HGZzb14g6C6xb27EcXXra-RlinKT8>

Q&A：<https://www.mhlw.go.jp/content/000622820.pdf>

生活困窮者自立支援制度概要：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

自立相談支援機関一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

II 借りる編

《事業者・個人》

(1) 新型コロナウイルス特別貸付

〔政府系金融機関(日本政策金融公庫・商工組合中央金庫)〕

〔信用保証協会〕

(2) 保険会社契約者貸付

《個人》

(3) 新型コロナ特別貸付 〔社会福祉協議会〕

福祉資金(20万円) 緊急小口資金

総合支援資金(45~60万円)

Ⅱ 資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、[詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください](#)。

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら 指定738業種の場合 小規模事業者の場合 生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容店など)の場合	①セーフティネット5号	<ul style="list-style-type: none"> 借入債務の80%を信用保証協会が保証 2.8億円(別枠。⑨と共有) 要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象 	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
	②新型コロナウイルス感染症特別貸付★	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 	日本政策金融公庫
	③商工中金等による「危機対応融資」★	<ul style="list-style-type: none"> 3億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 	商工組合中央金庫等
	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)★	<ul style="list-style-type: none"> 1000万円(別枠) 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 	日本政策金融公庫
	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付★	<ul style="list-style-type: none"> 6000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内(運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ) 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 	日本政策金融公庫
	⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)★	<ul style="list-style-type: none"> 1000万円(別枠) 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 	日本政策金融公庫

★追加要件を満たせば**実質無利子・無担保**の対象
 利子補給対象上限
 (日本公庫等) 中小事業1億円、国民事業3,000万円(商工中金) 危機対応融資1億円

II 資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

条件		利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高10%以上 減少なら	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策 特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> 1000万円(別枠) 運転7年、うち据置2年以内 	日本政策金融公庫
売上高15%以上 減少なら		⑧危機関連保証	<ul style="list-style-type: none"> 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円(別枠) 保証料・金利ゼロの対象 	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
売上高20%以上 減少なら		⑨セーフティネット4号	<ul style="list-style-type: none"> 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円(別枠。①と共有) 保証料・金利ゼロの対象 	お近くの民間金融機 関各信用保証協会
減少幅に関係 なく		⑩セーフティネット貸付	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 	日本政策金融公庫

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫(青枠)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。

【信用保証協会(緑枠)】最近1ヶ月の売上高と、前年同月を比較+ その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)>

(1)～(3)のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】	【信用保証協会(緑枠)】
(1) 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較	(1) 左記に同じ。
(2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	(2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較
(3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	(3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10～12月の3ヶ月を比較

Ⅱ(1)-1 制度融資一覽 (政府系金融機関)

※旅館、飲食、理美容店にかかる⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付⑥新型コロナウイルス対策衛経は書面の都合で省略



		日本政策金融公庫 事業資金相談 0120-154-505(平日9時~17時) 土日0120-112476(国民生活)、0120-327790(中小企業) 特別利子補給制度 中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183			商工組合中央金庫 0120-542-711(平日土日祝日9時~17時)	
		既存制度		新設		
		経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	小規模事業者経営改善資金(マル経)	新型コロナウイルス感染症にかかる 衛生環境激変対策特別貸付 (旅館、飲食店、喫茶店)	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	新型コロナウイルス感染症 特別貸付 (危機対応融資・損害担保貸付)
売上減	2/14以降「▲5%以上」の数値要件に関らず今後見込含	直近1カ月)前年又は 前々年同期比				
		▲5%以上	▲10%以上&今後減少見込等	▲5%以上	▲5%以上	
		個人事業は柔軟に対応				
3カ月以上1年1か月未満等の場合 最近1ヶ月を以下のいずれか比較も可 (a)過去3カ月(最近1カ月含)の平均売上高 (b)R1.12の売上高 (c)R1.10~12の売上高平均額						
融資 限度 期間	・中小企業 7.2億円 ・国民生活事業 48百万円	・別枠1,000万円 (無担保・無保証人)	・旅館業別枠3,000万円 ・その他別枠1,000万円	・中小企業別枠3億円 ・国民生活事業別枠6千万円 (無担保)	・中小企業別枠3億円 ・中堅企業 一律の限度無 日本政策投資銀行等と合算累計貸出額20億円以内(無担保)	
	・設備資金 15年 ・運転資金 8年(据置3年)		・運転資金 7年(据置2年)	・設備資金 20年 ・運転資金 15年(据置5年)	・設備資金 20年 ・運転資金 15年(据置5年)	
金利引下げ	・中小企業事業 1.11% ・国民生活事業 1.91%	・経営改善利率1.21%	・基準金利 1.91%	・基準金利1.36~1.55%	・商工中金所定の利率1.11%	
	金利引下無し	当初3年間▲0.9%	振興計画認定の生活衛生同業組合員▲0.9%	当初3年間▲0.9% 【利下限度額】 ・中小事業 1億円 ・国民事業 3千万円	当初3年間▲0.9%⇒0.21% 【利下限度額】 ・1億円	
その他特徴		【特別利子補給制度】	取扱期間:令2.2.21~2.8.31	【特別利子補給制度】 (当初3年間) ①個人事業:要件無 ②小規模(法人):売上高▲15% ③中小:売上高▲20% 1億円上限に利子補給	【特別利子補給制度】 (当初3年間) ①残高1億円まで▲0.9% ②残高3億円まで(A)商工中金所定利率と(B)日本政策金融公庫の基準金利の差分を利子補給(A>Bの場合)(左記「特別利子補給制度」併用可)	
	[既往債務の実質無利子化借換可] 新型コロナウイルス感染症特別貸付+生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付+新型コロナウイルス対策衛経の金利引下げとの合計3,000万円					

※企業規模で対応窓口が異なる商工中金>日本政策金融公庫(中小)>日本政策金融公庫(国民)

Ⅱ(1)-2 制度融資一覧 (信用保証協会)

各都道府県の制度融資と民間金融機関が連携 実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免 既往債務も実質無利子融資に**借換可能**

[一般保証枠(2.8億円)+SN保証枠(2.8億円)+危機関連保証枠(2.8億円)]

	セーフティネット(SN)保証4号	セーフティネット(SN)5号	危機関連保証 (取扱期間) 令2.2.1~令3.1.31
	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183 平日・土日祝日 9時~17時		
売上減	前年同月比 ▲20%以上	(直近3カ月)前年同月比 ▲5%以上	・(直近1カ月)前年同月比 ▲15%以上
		見込可	・(その後2カ月間を含む3カ月間) 前年同月比 ▲15%以上見込
融資限度	普通保証2億円 無担保保証8,000万円 (危機関連保証併用可)		普通保証2億円 無担保保証8,000万円 (セーフティ併用可)
保証	100%保証 (全国・全業種)	80%保証 ・指定業種(738業種)(重大な影響がある業種) * 農林水産業、建設業等 対象外(変更有)	100%保証(全国・全業種)
	<p>〔信用保証付き融資における保証料・利子減免〕</p> <p>①個人事業主(小規模) 保証料ゼロ+金利ゼロ ②小・中規模事業者 保証料1/2 ▲15%で保証料ゼロ+金利ゼロ 融資限度3千万円 無担保 据置期間5年以内 保証料補助割合1/2又は全額</p> <p>金利補給期間 当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利 既往債務の借換可能</p>		
その他特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・普通保証は原則有担保(要審査) ・申請には本店等所在地の所在市区町村(商工担当課等)の「認定書」が必要②希望の金融機関又は信用保証協会に認定書を持参 ・普通保証、無担保保証合計で別枠2.8億円まで利用可 信用保証付融資における保証料・利子減免⇒実質無利子化 		

経済産業省パンフ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19_t.html

信用保証協会 https://www.cgc-tokyo.or.jp/leaflet/cgc_shingatakoronakinkyuyushi_leaf_2020-3.pdf

商工中金 <https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>

https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200319_04.pdf

Ⅱ(2) 保険会社契約者貸付 (法人・個人)

- 解約返戻金の70～80%
 - 返済はいつでもOK
 - 金利0%
 - 金利適用期間 2020年9月迄 受付期間 5月まで
- ※各契約会社によって内容は異なります。ご契約の保険会社にてご確認をお願いいたします。

以下の該当法人をクリックして下さい。該当生保とリンクしています。

- [アクサ生命](#) ・ [朝日生命](#) ・ [アフラック生命](#) ・ [エヌエヌ生命](#) ・ [FWD富士生命](#) ・ [オリックス生命](#)
- [ジブラルタ生命](#) ・ [住友生命](#) ・ [ソニー生命](#) ・ [SOMP Oひまわり生命](#) ・ [第一生命](#) ・ [大樹生命](#)
- [大同生命](#) ・ [太陽生命](#) ・ [東京海上日動あんしん生命](#) ・ [ニッセイウェルス生命](#) ・ [日本生命](#)
- [ネオファースト生命](#) ・ [富国生命](#) ・ [プルデンシャル生命](#) ・ [PGF生命](#) ・ [マニユライフ生命](#)
- [三井住友海上あいおい生命](#) ・ [明治安田生命](#) ・ [メットライフ生命](#)

[金融庁からの要請](https://www.fsa.go.jp/news/r1/hoken/20200313-2/01.pdf) <https://www.fsa.go.jp/news/r1/hoken/20200313-2/01.pdf>

[生命保険協会](https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200317.html) <https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200317.html>

Ⅱ(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による福祉資金 〔居住地の区市町村社会福祉協議会〕

対象 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

緊急小口資金(特別貸付)(休業等)	離職等による総合支援資金 生活支援費(特例貸付)
20万円以内(一括交付)	2人以上世帯 月20万円以内(×貸付期間3カ月=60万円) 単身世帯 月15万円以内(×貸付期間3カ月=45万円)
据置期間 1年以内	
返済期間 2年以内(24回以内)	10年以内(120回以内)
連帯保証人不要/無利子	
本人確認書類・住民票・通帳(記帳済)・給与明細・銀行印 減収の証明⇒本人申告書+何か書類 (ex 確定申告書+帳簿)	〔緊急小口資金〕の1か月後(20万円を借りた後)
住民票上の区市町村の社会福祉協議会で面接 (減収理由・他の借金・他の制度・家計の内訳)	自主相談支援事業等とセット⇒転職前提

厚生労働省〈個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター〉 0120-46-1999 受付時間:9:00~21:00(土日・祝日含)

社会福祉協議会 <https://www.shakyo.or.jp/coronavirus/shikinQA.pdf>

東京都 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/2020-0413-1036-17.html>

東京都(緊急小口資金) <https://www.tcsw.tvac.or.jp/documents/korona.pdf>

Ⅲ 払わない編 (1) 支払延長等

項目	効果	要件等
民間保険料	6ヶ月延長	保険契約者等からの申出 ① 保険料払込猶予期間の延長 保険会社が定める日から最長6か月間の保険料払込猶予期間の延長措置 ② 保険金等各種支払措置 保険金・給付金及び解約返戻金・契約者貸付の請求に関する必要書類の一部省略等
税金 法人・消費	1年 納税猶予	2020年2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)した すべての事業者 ⇒無担保かつ延滞税免除
固定資産税	軽減・免除	2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比 30%以上減少⇒1/2軽減 50%以上減少⇒全額免除
社会保険料	1年延長	換価の猶予 (納期限から6か月以内に申請) 滞納又は延滞金がないこと 猶予金額相当の担保の提供(原則)
電気ガス	1カ月延長	社会福祉協議会で緊急小口資金の貸付を受けた者
水道	4カ月延長	収入が減少している一時的に水道料金・下水道料金の支払いが困難な個人・法人全て
住宅ローン	返済の変更	返済特例(以下の3つの項目全て) (1)経済事情や病気などの事情で返済困難 (2)収入基準 以下のいずれか ①年収が返済額の4倍以下②月収が世帯人数×64,000円以下③返済負担率が一定の率(HP参照)を超え、収入減少割合20% (3)返済方法の変更で返済が継続できる

Ⅲ 払わない編 (2)要交渉

- **家賃・賃借料**
家賃の支払い猶予や免除に応じたビル所有者に対し
税金や社会保険料の納付を1年間猶予の特例検討中（国土交通省）
ビル賃貸事業者がテナントに対して賃料減額の損金算入
- **リスク**
債権者との相談及び交渉
支援開始の可否を判断⇒債権者の意向確認
⇒返済猶予（リスク）⇒資金繰 計画策定資金調達支援

参照	HPアドレス
生命保険協会	https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200317.html
経済産業省	https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2020/zeisei_202004/zeisei_20200407.pdf
財務省 国税庁	https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf
日本年金機構 換価の猶予	https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.files/10.pdf
経済産業省	電気料金 https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html ガス料金 https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html
東京都水道局	https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/press/h31/press200319-02.html
住宅ローン 厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/000617817.pdf
全国宅地建物取引業協会連合会	https://www.zentaku.or.jp/news/4751/

参考：中小企業と小規模企業の定義（中小企業基本法）

中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、各法律や支援制度における「中小企業者」の定義と異なることがあります。

※中小企業基本法上においては「中小企業の定義」ではなく「中小企業者の範囲」、「小規模企業」ではなく「小規模企業者」と規定しています。

※中小企業基本法第2条第5項に規定する「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

なお、「中堅企業」は、一般的に資本金10億未満で中小企業等に該当しない企業とされています。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②から④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下